

第14表 調整区分・終結区分別件数及び解決率

(件)

年次	調整区分	係属件数			終 結 区 分					翌年繰越件数	解決率(%)
		前年繰越	新規申請	計	解決	裁定	打切り不調	取下げ	計		
25	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	4	16	20	7(1)		5	5(3)	17(4)	3	
	計	4	16	20	7(1)		5	5(3)	17(4)	3	58.3
26	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	3	18	21	8(1)		5(1)	5(1)	18(3)	3	
	計	3	18	21	8(1)		5(1)	5(1)	18(3)	3	61.5
27	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	3	15	18	11(1)		6(2)	1	18(3)	0	
	計	3	15	18	11(1)		6(2)	1	18(3)	0	64.7
28	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	15	15	6		4	3	13	2	
	計	0	15	15	6		4	3	13	2	60.0
29	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	
	計	2	8	10	6(2)		2	2	10(2)	0	75.0
30	あっせん 職権あっせん 調停 仲裁	0	19	19	7		4	4	15	4	
	計	0	19	19	7		4	4	15	4	63.6

(注) 1 ()は、前年から繰り越したもので、内数である。

2 解決率は、(解決+裁定)÷(解決+裁定+打切り・不調)で計算している。

平成30年に係属した調整事件19件はすべてあっせん事件で、そのうち15件が終結し、4件が翌年に繰り越した。

終結区分別にみると、解決が7件、打切り及び取下げが各4件で、解決率は63.6%となっている。

なお、解決した7件は、すべてがあっせん案の受諾によるものである。

また、取下げになった4件のうち、2件は自主解決したもの又は自主解決を目指すとしたもの、2件は申請者が別の手続きを進めるとしたものである。